

枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例

平成28年7月1日

条例第7号

改正 平成28年11月14日条例第25号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第5条—第12条）

第3章 個人情報の開示等（第13条—第25条）

第4章 雑則（第26条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）の実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （3） 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- （4） 本人 個人情報によって識別され、又はされ得る特定の個人をいう。
- （5） 市民 組合を構成する枚方市及び京田辺市の市民をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国及び他の地方公共団体等」という。）と相互に連携を図りながら協力し、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

（収集の制限）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにし、適正かつ公正な手段により行わなければならない。収集する内容は事務事業の目的を達成するために必要最小限の範囲に限るものとする。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき又は実施機関が枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で事務事業の目的達成のために必要があると認めるときは、この限りでない。

（1） 思想、信条及び信仰に関する事項

（2） 犯罪歴に関する事項

（3） 社会的差別の原因となるおそれのある事項

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 法令等に定めがあるとき。

（2） 本人の同意があるとき。

（3） 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第4号及び第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報収集したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第2号の規定による収集がされたものとみなす。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号及び第5号の規定に該当して個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を外部提供する場合において、必要があると認める

ときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な管理について必要な措置を講じることを求めなければならない。

- 4 実施機関は、前項の措置を講じた場合において、提供した個人情報の取扱いにより当該個人の権利利益を侵害したことが明らかな場合、当該提供先に対し必要な措置を講じることができる。

(特定個人情報の利用の制限)

第7条 実施機関は、特定個人情報を目的外利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を目的外利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を目的外利用するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

- 3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときを除き、実施機関以外の者に対しオンライン結合（通信回線を用いて電子計算機その他の機器を結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の他の者が随時入手できる状態にする方法をいう。次項において同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。

- 2 実施機関は、新たにオンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更する場合も同様とする。

(適正な管理)

第10条 実施機関は、取り扱う個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つと

ともに、漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに適正かつ確実な方法により廃棄し、又は消去するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、歴史的、文化的価値を有する個人情報については、例外的に保存することができるものとする。ただし、この場合においても、個人の権利利益が侵害されることのないようその取扱いには十分配慮しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護管理者を置かなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、実施機関以外の者に委託する事務事業に個人情報の取扱いが生じる場合には、当該事務事業の委託を受ける者（以下「受託者」という。）に対して、個人情報の保護を図るための必要な措置を講じさせなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、実施機関は、当該委託契約において受託者が講じるべき漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、受託した事務の範囲内で、個人情報を保護するため、個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、受託者に委託した範囲内における個人情報の取扱いにより、当該個人の権利利益を侵害したことが明らかな場合、当該受託者に対して必要な措置を講じることができる。
- 5 受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(個人情報取扱事務の登録等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）が新たに生じる場合又はこれを変更する場合は、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報の収集、利用の目的
 - (3) 個人情報の記録の内容
 - (4) 個人情報の収集の方法等
 - (5) 個人情報の利用の方法等
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

第3章 個人情報の開示等

(開示請求)

- 第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報について、開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
- 2 次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、未成年者のうち15歳以上の者の法定代理人が開示請求する場合は、本人の同意を必要とする。
- (1) 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 自己に係る特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人
- 3 前項の規定にかかわらず、心身に重度の障害を持つ者の保護者は、本人に代わって請求すべき理由及び本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わって開示請求をすることができる。

- 4 死者の個人情報については、当該本人の配偶者、子又は父母（以下「配偶者等」という。）は、開示請求をすることができる。ただし、当該死者の個人情報に個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が含まれる場合又は配偶者等の利害に関係しないもののうち、実施機関が当該本人の権利利益を保護するために必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、必要があると認めるとき（当該死者の個人情報に個人番号が含まれる場合を除く。）は、死者の配偶者等以外の利害関係者は、当該利益に関するものにつき、開示請求をすることができる。
- 6 第2項の規定は、前2項の開示請求について準用する。

（開示しないことができる個人情報）

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により開示することができないとされているもの
- (2) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの
- (3) 開示請求者（前条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。）以外の個人に関する情報が含まれる場合であつて、開示請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を損なうおそれがあるもの。ただし、個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報が含まれる場合であつて、これを開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの

。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 個人の生命、身体又は健康を当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生じる危害から保護するため、開示することが必要と認められる情報
 - イ 個人の生活を当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は不当な事業活動によって生じる支障から保護するため、開示することが必要と認められる情報
- (5) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する情報であつて、開示することにより当該事務事業又は同種の事務事業の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (6) 実施機関の内部若しくは実施機関相互の間又は組合と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共的団体（以下「国等」という。）との間における審議、協議、検討、調査、研究等（以下この号において「審議等」という。）の意思形成過程に係る情報であつて、開示することにより公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるもの又は将来の同種の審議等に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (7) 組合又は国等が行う検査、監査、指導、取締り、交渉、争訟、契約、試験、許認可、人事その他の事務事業における情報であつて、開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの
- (8) 組合と国等との間における協議、依頼等により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報を含む場合であつて、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて開示しないことが必要であると認められるもの
- 2 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前項の規定により開示しないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示しな

いことができる個人情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、開示しないことができる個人情報に係る部分を除いて、開示請求者に当該個人情報を開示するものとする。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、公表することを目的として作成し、又は取得した個人情報その他の明らかに開示することができる個人情報であつて、実施機関が当該請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、自らが第13条に規定する開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。この場合において、法定代理人が開示請求をする場合で本人の同意が必要なときは、前項の書類に併せて本人の同意書を提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求者が提出した請求書その他の書類に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に第14条第1項第2号から第8号までの規定により非開示となる情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(存否応答拒否)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第14条第1項各号の規定により非開示となる個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかに

しないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、第15条第1項に規定する請求があったときは、当該請求があった日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る個人情報を開示する旨(第14条第2項の規定により、当該開示請求に係る個人情報の一部を開示することとする場合の当該開示をする旨の決定を含む。以下同じ。)又は開示しない旨(開示請求に係る個人情報が存在しない場合及び前条の規定により個人情報の存否の応答を拒否する場合を含む。)の決定をし、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を第15条の請求があった日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び延長の期間を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

5 前項に規定する第三者に関する情報が第14条第1項第3号及び第4号の各ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき及び第三者に関する情報が含まれている個人情報を第16条の規定により開示しようとするときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴かなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

6 実施機関は、第三者が開示に反対の意思を表示した当該第三者に関する情報を開示する旨の決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

7 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報

に当該実施機関以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。

8 実施機関は、開示請求に対する決定等について第三者又は当該実施機関以外の者から意見を聴いた場合、第1項の決定後直ちに、当該決定の内容について当該第三者又は当該実施機関以外の者に書面により通知しなければならない。

9 実施機関は、第15条第1項ただし書の規定により請求書の提出を要しないと認めたときは、速やかに開示の請求に係る個人情報を次条第1項又は第2項に規定する方法により開示するものとする。

(開示の方法)

第19条 実施機関は、前条第1項の通知により指定する日時及び場所において、個人情報の開示を行うものとする。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 当該文書、図画又は写真の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法

3 実施機関は、個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録されたものの保存に支障が生じると認められる場合その他合理的理由があるときは、当該個人情報が記録されたものの写しにより開示することができる。

4 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正等の請求)

第20条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に掲げる措置(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

- (1) 第5条第1項、第2項若しくは第3項又は番号法第20条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の消去
 - (2) 第6条第1項若しくは第7条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該個人情報の利用の停止
 - (3) 第6条第1項若しくは第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 3 第13条第2項から第5項までの規定は、前2項に規定する訂正又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

（訂正等の請求の手続）

第21条 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項
- 2 訂正等の請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。
- 4 実施機関は、訂正等の請求をした者が提出した請求書その他の書類に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（訂正等の請求に対する決定等）

第22条 実施機関は、前条第1項に規定する請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に、当該訂正等の請求に係る個人情報を訂正等する旨又はしない旨の決定をし、当該訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。この場合において、全部又は一部の訂正等をしない旨の決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を前条の請求があった日から起算して60

日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び延長の期間を訂正等請求者に書面により通知しなければならない。

3 第18条第7項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の訂正等を行う決定をしたときは、速やかに訂正等の措置を執らなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第23条 実施機関は、前条第1項の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第24条 個人情報の開示請求及び訂正等の請求に係る手数料は、無料とする。ただし、第19条の規定に基づき、写しの交付により個人情報の開示を受ける者は、規則で定める当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定にかかわらず、写しの交付により個人情報の開示を受ける者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(審査請求)

第25条 実施機関は、第18条第1項又は第22条第1項の決定等又はこれらの不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由に却下するとき及び当該審査請求を認容するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 第18条第6項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁

決

- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（他の制度との調整）

第26条 この条例は、法令又は他の条例に個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本等の交付又は個人情報の訂正等の手続が規定されている場合は適用しない。

- 2 この条例は、実施機関において一般の用に供することを目的として管理している図書、資料等に記録されている個人情報については適用しない。

（運用状況の公表）

第27条 管理者は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第29条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する個人情報が記録された電磁的記録であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 前条に規定する者が、その取扱事務に関して知り得た個人情報であって、公文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の

罰金に処する。

第31条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する個人情報が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第32条 第11条の受託業務に従事している者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た個人の秘密に属する個人情報を漏らしたときは、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

第33条 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関し、第29条、第30条及び前条に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第29条から前条までの規定は、枚方市及び京田辺市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年11月14日条例第25号）

この条例は、平成28年12月1日から施行する。